

## 屋外広告物の除却手続きについて

許可を受けている広告物又は掲出物件を除却(撤去)した場合には除却届を提出してください。

### 【必要書類（正副各2部）】

- ・屋外広告物除却届（第14号様式）
- ・除却（撤去）後の写真

#### 1 屋外広告物除却届

- ・届出者欄には現在許可を受けている屋外広告物設置者（屋外広告物許可申請者）の住所、氏名を記入すること。  
※申請者（代表者名を含む）の変更等がある場合には設置者変更届も併せて提出が必要になります。

#### 2 屋外広告物除却（撤去）の取扱いについて

- ・屋外広告物を除却（撤去）する際には、広告物（板面）だけでなく、掲出物件（柱等）も除却する必要があります。
- ・板面を白地化したり、掲出物件を残存させたりする場合には、別途手続きが必要になる場合がありますので事前にお問い合わせください。

問い合わせ、届出書類送付先

〒410-8601

静岡県沼津市御幸町16-1 沼津市 都市計画部 開発指導課 景観指導係

TEL:055-934-4762 FAX:055-933-1412